

◎新潟県告示第657号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定による指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

平成29年5月19日

新潟県知事 米 山 隆 一

障害児通所支援の種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
児童発達支援	キッズ倶楽部	三条市興野2丁目16番27号	株式会社 あさひコモンズ	平成29年5月1日
放課後等デイサービス				